

札高裁総第 521 号

令和 2 年 7 月 13 日

山 中 理 司 様

札幌高等裁判所長官 植 村

稔



司法行政文書開示通知書

4 月 10 日付け（同月 13 日受付、札高裁総第 359 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について」（当庁ウェブサイト 4 月 20 日掲載記事）（片面で 1 枚）
- (2) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について（5 月 7 日から同月 15 日まで）」（当庁ウェブサイト 5 月 1 日掲載記事）（片面で 1 枚）
- (3) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日の実施について（5 月 18 日以降）（札幌高等裁判所）」（当庁ウェブサイト 5 月 15 日掲載記事）（片面で 1 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 011-330-4026 （文書第二係）

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言及び北海道の外出自粛要請等を踏まえ、札幌高等裁判所において、4月20日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については、以下のとおり取り扱われます。

民事事件については、次の事件を除いて期日指定が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部から連絡があります。御不明の点があれば、担当部にお問い合わせください。

- ・保全事件
- ・ドメスティックバイオレンス事件
- ・人身保護事件
- ・その他、特に緊急性のあるもの

刑事事件については、一部の期日が変更されます。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は通常どおり継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

また、傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について(5月7日  
から同月15日まで)

札幌高等裁判所においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
の期日取消等について、4月20日付けのお知らせをしていますが、現在  
の諸状況を踏まえ、5月7日から同月15日までの間に実施される予定で  
あった民事事件の期日は、同様に取り扱われることとなりますのでお知  
らせします。

【ＨＰ掲載文言】

新型コロナウィルス感染拡大防止のための期日の実施について（5月18日以降）  
(札幌高等裁判所)

札幌高等裁判所においては、新型コロナウィルス感染拡大防止のための期日取消等について、既にお知らせしているところですが、5月16日以降も北海道は特定警戒都道府県とされたことから、5月18日以降に実施される予定である民事事件、行政事件の期日等についても、次に掲げるとおり、優先的に処理すべき事件から行うこととします。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は通常どおり継続しておりますし、郵便により提出された文書も受け付けています。

●5月18日以降実施する主な業務

【民事事件・行政事件】

- ・ 裁判官が早急に実施すべきと判断した事件の判決言渡期日、和解期日、弁論終結期日の実施
- ・ ドメスティックバイオレンス事件、その他裁判官が早急に判断すべきと判断した事件
- ・ 電話会議、ウェブ会議又は書面による準備手続によって進行可能な争点整理期日の実施（実施可能なものに限る）